給特法の成立過程と日教組

○　丸山　和昭（名古屋大学）
○　荒井　英治郎（信州大学）
○　眞弓（田中）　真秀（川崎医療福祉大学）

１．本研究の問題関心と目的

本研究は，1971 年に成立した「国立および公立の義務教育諸学校における教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下，給特法）の制度化過程について，主に当時の日教組側の視点から，改めて問い直すことを目的とする。同法の趣旨は，一般行政職に認められている時間外勤務手当（超過勤務手当）を支給しない代わりに，給与の４％分に該当する教職調整額を，給与に上乗せすることにある。時間外勤務手当の支払いについての例外を定めた給特法は，「高度プロフェッショナル制度」に代表される労働時間規制の緩和が取りざたされる今日において，改めて注目すべきテーマであると考える。

給特法については，教育法学の立場から，いち早く法制度の問題点が指摘されてきた（三輪 1973，佐藤 1997）。近年でも，教育行政学，教育社会学の研究者より，教師の長時間労働の制度的な根拠を成すものとして，給特法の見直しも含めた主張が提出されている（小川 2017，内田 2018）。ただし，これらの論考においては，給特法の成立過程を実証的に追跡することは主眼となっておらず，特に，法案成立の背景となった自民党，文部省，日教組等の各アクターの動向については断片的にしか言及されていない。給特法の成立過程を丁寧に扱った論稿としては，法案の成立当初に行政側の視点から編纂された法解説（教員給与研究会 1971）や，経済学の立場から教師の労働時間問題の歴史的経緯を扱った中村・岡田（2001）がある。その他，給特法の成立に関わる政治的アクターの動向を扱った文献としては、山田（1979）など、ジャーナリストの手による解説が散見される。これらの文献では、同法の成立における文部省や人事院といった行政側の動向、自民党文教族の働きかけ、及び日教組側の対応の経過が明らかにされている。しかし，日教組側の対応については，主に組織として公表された統一見解に拠るところが大きく，その背景となった組合内部の議論については推測的に述べられるのみである。

以上の先行研究の課題に対し，本報告では，給特法の成立前後における日教組の表面的な動向の背後にあった組合内部の議論について，日教組側の史料を用いて解明を試みる。特に本報告が焦点を当てるのは，文部省が教員給与改善措置費の予算要求を行った 1967 年 8 月から、給特法の成立後に日教組と文部省の間で合意が成立した 1971 年 7 月までの期間である。この間の日教組の内部の議論について，日教組の年史，機関紙『日教組教育新聞』，及び，これまでの研究では十分に扱うことができなかった日教組大会議事録，日教組中央委員会議事録などの資料を用いて検討する。

２．給特法の成立過程と日教組

給特法の成立過程は，日教組のロジックを中心に概括すると，次のようなものであった。給特法成立の前提として重要なのは，日教組が 1960 年代に超過勤務問題への対応として展開した裁判闘争である。日教組側の主張が勝訴を重ねていたことが，文部省が 1967 年 8 月に教員給与改善措置費の予算要求を行った背景のひとつとなった。この文部省の姿勢に対し，自民党文教部会が強硬な反対を示し，対案として 1969 年 1 月に「国立又は公立の学校の教育公務員の専門職としての職務の特殊性と高度の責任にかんがみ、これに教職特別俸給調整額を支給する」方針を掲げたことが，給特法を巡る議論の端緒である。

自民党文教族の姿勢に対し、日教組が示した対応方針は「労基法全面適用排除の方針を撤回させ、教員に対しては超過勤務の命令が出せないよう法的措置をとらせることを前提として、超勤手当請求権を一時的に留保し､包括超勤手当分として８％を支給させる」といったものであった。しかし同時に日教組は，自民党文教族案に対する対案提出の必要に迫られた。1970 年 1 月，日教組は､「①測定可能な時間外労働に対しては超勤手当を要求、②教育労働の特殊性にかんがみ、自主性、自発性、創造性にもとづく時間外労働に対しては、定率（４～８％）の特別手当（調整額含む）を要求」，という二本立て要求を対案として提示した。教育労働の一般性と特殊性の両立を求めるロジックであったといえるだろう。

しかし，最終的に文部省の側から 1970 年 2 月に提出された給特法案は，測定可能かどうかの区分を行なわず，一律に調整額支給と労基法除外を行なうものであった。そのため，日教組は法改正を要求するストライキを 5 月に決定するなど，反対運動を展開した。国会でも三野党共同（社会・共産・公明）による修正案が出されるも，自民党の強行採決が行われ，5 月 24 日，原案のままに給特法は成立することとなった。ただし給特法の実施の在り方については，法案成立後に日教組と文部省の間に交渉の機会ももたれている。1971 年 7 月には，日教組の槇枝書記長，文部省の西岡政務次官両名の署名を含む合意議事録が成立し，給特法問題の一応の決着が図られた。以後，日教組は，合意内容に基づく各都道府県・職場レベルでの協定の締結と，協定順守を求める運動を中心に，継続的な超勤排除に取り組んでいくこととなった。

３．考察

総じて日教組側のロジックは，給特法の法案そのものには反映されなかったが，法律の実施方針を巡る対政府交渉を通じ，実施段階において部分的に反映される余地を得たといえるだろう。ただし，日教組側が提示した二本立て要求の方針や，最終的な文部省との合意形成のあり方については，当時より，組合内部において意見の分かれる問題であった。当日は，参照した資料を提示しつつ，当時の日教組の動向を，給特法の成立過程に沿ってより詳細に報告する。

※本要旨に示す参考文献の詳細は，当日資料にて提示する。また，本報告は科学研究費補助金（基盤研究 A)「戦後日本における政治･経済変動が教育労働運動に与えた影響に関する研究」(代表 広田照幸）による成果の一部である。